



基 発 第 0 9 1 7 0 0 1 号
平 成 1 5 年 9 月 1 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

ボイラー等の連続運転認定制度の適正な運営について

ボイラー及び第一種圧力容器(以下「ボイラー等」という。)の連続運転については、平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」に基づき、その適正かつ円滑な運用を図っているところであるが、今般、ボイラー等の連続運転の認定を受けている事業場(以下「認定事業場」という。)において、当該事業場が保安全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の実施、測定結果の虚偽記載を行った不正事案が判明し、所轄労働基準監督署長が当該事業場の連続運転の認定の取消しを行ったところである。

ボイラー等の連続運転については、通常のボイラー等に比べ、長期間にわたり継続的に運転がなされることから、その安全性を確保するために、より水準の高い安全管理、運転管理、保安全管理等が求められるところであり、それらの管理が確保されるべき認定事業場がかかる不正事案を起こしたことは極めて遺憾である。

さらに、今般、認定事業場のうち高圧ガス保安法に基づく認定保安検査実施者でもある事業場において、同法に基づく自主保安検査の不正事案が散見されているところである。

については、ボイラー等の連続運転に係る認定制度の適正な運営を確保するため、各局においては、所轄労働基準監督署長から別添1の様式により管内の認定事業場に対し、ボイラー等の保安全管理の実施状況の適否について労働安全衛生法第100条第1項に基づく点検結果の報告を求めることとされた。

なお、当該点検結果の要旨については、本年10月末までに安全衛生部安全課担当官あて報告されたい。

また、性能検査代行機関に対しては、今回の不正事案の再発を防止するため、別添2により、認定事業場に対する性能検査の留意点について通知したので了知されたい。

(別添1)

番 号
平成 15 年 月 日

(ボイラー等連続運転認定事業場の代表者) 殿

() 労働基準監督署長

ボイラー等の連続運転認定制度における保全管理の実施状況の報告について

ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」（以下「連続運転通達」という。）に基づき、その適正かつ円滑な運用を図っているところですが、今般、連続運転の認定を受けている事業場において、当該事業場が保全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の実施、測定結果の虚偽記載を行った不正事案が判明し、所轄労働基準監督署長により当該認定の取消しがなされたところです。

ボイラー等の連続運転については、通常のボイラー等に比べ、長期間にわたり継続的に運転がなされることから、その安全性を確保するために、より水準の高い安全管理、運転管理、保全管理等が求められるところであり、それらの管理が確保されるべき認定事業場がかかる不正事案を起こしたことは極めて遺憾であります。

このような事態を踏まえ、認定事業場における保全管理等の実施状況を確認することになりました。

ついては、貴事業場に対し、過去5年間に於ける下記事項の実施状況の適否について点検を行い、当該点検結果（点検の方法及び点検結果の適否を評価した根拠を含む。）を労働安全衛生法第100条第1項に基づき〇月〇日までに本職あて報告するよう命じます。

記

1 保全管理基準に係る事項

- (1) 連続運転通達において定める「ボイラー等の連続運転認定要領」（以下「認定要領」という。）のⅠの第1の4の(1)に規定する保全管理基準に係る事項
- (2) 4年連続運転事業場については、認定要領のⅠの第2の3に規定するボイラー等の余寿命の評価及び同第2の8に規定する自主検査に係る事項

2 協力会社との関係に係る事項

認定要領のⅠの第1の4の(2)のイに規定により、自主検査の一部を協力会社に委託している場合、当該協力会社が行う自主検査の範囲と責任の所在及びその自主検査の結果についての評価及び判定に係る事項

(別添2)

基発第0917007号

平成15年9月17日

性能検査代行機関の長 殿

厚生労働省労働基準局長

ボイラー等の連続運転認定制度の適正な運営について

ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」に基づき、その適正かつ円滑な運用を図っているところであるが、今般、ボイラー等の連続運転の認定を受けている事業場（以下「認定事業場」という。）において、当該事業場が保全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の未実施、測定結果の虚偽記載をしていた不正事案が判明し、所轄労働基準監督署長により当該認定の取消しがなされたところである。

ボイラー等の連続運転については、通常のボイラー等に比べ、長期間にわたり継続的に運転がなされることから、その安全性を確保するために、より水準の高い安全管理、運転管理、保全管理等が求められるところであり、それらの管理が確保されるべき認定事業場にかかる不正事案を起こしたことは極めて遺憾である。

性能検査の可否の判定及び検査証の有効期間の更新は、その実施した性能検査代行機関に委ねられていることに鑑み、認定事業場に対する性能検査の実施に当たっては、下記の事項に十分留意され、ボイラー等の連続運転認定制度の適正な運営に万全を期されたい。

記

- 1 認定事業場の実施した自主検査データについては、必ず抜き取りによる肉厚測定の実施又はその検査への立ち会い等により、その裏付けを取り、保全管理が保全管理基準に基づき適正に実施されているか否かを確認すること。
- 2 認定事業場が協力会社に保全管理の業務を委託している場合も多いことから、認定事業場の立ち会いの記録等により、認定事業場による当該業務の管理が適正に行われているか否かを確認すること。
- 3 連続運転の性能検査において不正事案の疑いが認められた場合は、速やかに関連資料を添えて所轄労働基準監督署長に報告すること。